

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

繰越欠損金の切捨てを防ぐには

Q：当社はここ数年赤字が続いており、当期で切捨てられてしまう繰越欠損金があります。切捨てを防ぐよい方法を教えてください。

A：法人税には、「欠損金の繰越控除」という取り扱いがあります。当期の欠損金を繰越して、翌期以降、利益が出た場合に相殺できるとい制度です。

この控除に期限がなければ、赤字の場合税金を意識する必要はないのですが、残念ながら欠損金を繰越してできるのは、5年間だけとなっています。そこで、欠損金の繰越期限が終わりそうなときは、利益を捻出して欠損金と相殺する必要があります。

役員報酬等の法人の意思によって決定できる費用を引き下げたりするほか、次の点に留意しましょう。

法人税法上損金算入が任意となっているもの、例えば、減価償却資産や繰延資産の償却、各種引当金、準備金の繰入れ及び圧縮記帳を見合わせたり、登録免許税等の損金算入が認められるものも取得価額に含めるなどです。

また、収益の認識基準についても、割賦基準や延払基準を適用しているならば、引渡基準に変更するのもよいでしょう。

その他、上半期では利益が発生するが、下半期は欠損が生じるような場合は、6カ月決算にすることにより、過去の欠損金を上半期で控除するといった方法も考えられます。

